

PTAフェスティバル in かのや 出店・出展規約

鹿屋市 PTA 連絡協議会（以下「本協議会」）が主催する「PTA フェスティバル in かのや」において販売を行う団体（以下「出店者」）及び展示を行う団体（以下「出展者」）は、以下に記述する規約（以下「本規約」）に同意及び誓約した上で申し込みを行う。

本協議会は出店者及び出展者が申込をした時点で本規約を遵守するものとみなす。

1 規約の遵守

出店者・出展者はいかなる場合にも本規約を遵守しなくてはならない。違反行為、第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為、または本協議会の指示に従わないと主催者が判断した場合は、出店・出展を拒否するものとする。

この場合、本協議会は損害賠償の責を一切負わない。

2 出店・出展の可否

出店・出展の可否は本協議会の運営委員会により決定する。

3 飲食物の販売

(1) 「飲食店営業許可」または「臨時営業許可」等の食品営業許可を有する団体

当該許可に基づく衛生管理基準を遵守するものとし、本規約に定める簡易基準の一部については適用除外とする。ただし、会場内の安全確保・全体統一のため、以下の項目については許可の有無にかかわらず遵守することとする。

- ・食中毒発生時の連絡体制
- ・提供食品の事前申請
- ・火気、ガス、電気の安全管理
- ・廃棄物処理
- ・会場内での調理スペースや動線の遵守

(2) 「食品営業許可」を持たない団体

ア 本協議会において、「臨時営業許可」を取得するため、販売品、設備のレイアウト、各チェック事項等の様式（別途配布）を提出すること。なお、記載事項と異なるものを販売してはならない。

イ 徹底した衛生管理及び安全管理に努め、改善の指示があった場合は速やかに従うこと。

ウ 各出店団体は配布された「衛生管理チェック表」に基づき自ら衛生管理を実施し、記録を随時記載し、営業終了後に本協議会に提出すること。なお、全体の食品衛生管理については、本協議会が選任した食品衛生責任者が統括するものとする。

(3) その他

ア アルコール入り飲料は販売不可とする。

イ 検便は実施しない。

4 中古品の販売

- (1) 中古品を有償で仕入れ利益を得る場合は、「古物商許可取得」を出店者が行い、その費用は出店者が負担する。【消費するとなくなるもの（食品、化粧品など）を除く】

5 設備・備品等

- (1) テントは本協議会と特別な取り決めがある場合を除き、各 PTA が持ち込む。
- (2) 小・中学校のテントは、1 PTA あたり 4.0m×8.0m のサイト内に装飾とテントが収まるよう配置する。
- (3) 高等学校・特別支援校のテントは 1 PTA あたり 3.6m×7.2m テント 1 張りを本協議会にて設置し、そのテントに持参したテント 1 張りを隣接（連結）することができる。（詳細については本協議会の運営委員会にて協議する。）
- (4) 車両での販売はできない。
- (5) テントは風で飛ばされないようにおもり等を付け、安全に配慮する。
- (6) 発電機は各 PTA で準備する。
- (7) 公園の水道は、衛生上、調理用及び調理器具洗い用に使用できない。
- (8) 電気・火気を使用する場合は、必ず各 PTA で消火器を準備する。また、期限までに事前申請をしていない電気・火気の使用を禁止する。

6 搬入・搬出・設営

- (1) 下記に定める日時に、搬入・搬出許可証を掲示した車両を使用する。また、定められた搬入・搬出経路を遵守する。
 - ① テント搬入 令和 8 年 10 月 31 日（土）午後（時間は後日通知）
令和 8 年 11 月 1 日（日）午前 7:30～午前 9:00
 - ② 販売品搬入 令和 8 年 11 月 1 日（日）午前 7:30～午前 9:00
 - ③ 搬出 令和 8 年 11 月 1 日（日）午後 3:00～午後 5:00
- (2) 公園内は、人の歩行速度程度で徐行し、誘導員の指示に従い周囲に十分に注意して移動する。

7 ごみの処理

会場にごみ廃棄場所は設置しない。各店舗で排出したごみは、各店舗が管理し廃棄する。また、購入者にはごみの持ち帰りを依頼する。

8 安全

- (1) 出店者・出展者は火災等の事故が起きないように、安全に十分注意する。
- (2) 火災が起きた場合は、速やかに初期消火を行い、同時に消防への通報及び本部に連絡する。
- (3) その他事故が起きた場合は、速やかに本部に報告する。
- (4) 第三者による犯罪を防止するため、店舗を無人にしてはならない。
- (5) 子どもは保護者及びそれに代わる者が責任をもって安全に注意する。

9 個人情報の扱い

- (1) 記録のため撮影した動画及び画像は本協議会事務局において管理し、許可なく他に譲渡しない。また、保管のみとしどこにも掲載しない。
- (2) 出店申し込みに関し得た情報を第三者に開示しないととも不正に利用しない。ただし、事故・災害等の緊急時は、必要により許可なく開示する。

10 フェスティバルの中止

- (1) 中止の判断は中止基準に基づき行う。
- (2) 中止の場合は（開催の場合も）10月25日（日）の15時までに、運営委員各部チャット及び出店団体チャット・PTA会長チャットに、連絡する。

また、判断することが難しい場合は、10月29日（木）に判断し、緊急時は直前に中止する場合もある。連絡は随時行う。

11 補償・免責

- (1) 10月25日（日）に「開催」の連絡を受けた後に「開催中止」となった場合は、他に流用できない食材・消耗品の費用について、上限3万円まで、本協議会が補償する。
- (2) 以下について「鹿屋市市民活動総合補償制度」により補償する。

- ア 出店者・出展者のスタッフの怪我、賠償責任
- イ 運営委員の怪我、賠償責任
- ウ 飲食物販売による、購入者の食中毒（条件：衛生基準を遵守していること。）
- エ 機材等のレンタル品の損傷
- オ 事業開催場所への行き帰り移動中に起きた事故による怪我

- (3) 以下について補償しない。

- ア 車を含む、事業場所への行き帰りの賠償事故
- イ 補償対象者が無免許、飲酒及びシンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故による怪我
- ウ 会場への行き帰りに、事業に直接関係のない寄り道をした場合の怪我
- エ 補償対象者が業務（賃金が発生する就業）の従事中に被った身体障害（障害を起因とする死亡を含む。）によって生じた賠償責任
- オ 出店者・出展者等のスタッフ・運営委員・ステージ出演者を除く来場者の怪我や賠償
- カ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による事故
- キ 補償対象者の故意もしくは重大な過失、または法令違反による事故
- ク 事業を実施した場合の販売損益
- ケ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- コ その他「鹿屋市市民活動総合補償制度」において補償しない事故

- (4) 補償対象事故である場合でも、保険会社の保険約款に定める事由により補償できない場合がある。

参照 「鹿屋市市民活動総合補償制度」

<https://www.city.kanoya.lg.jp/documents/2089/tebiki.pdf>